



# ふれあいネットワーク情報

《令和3年3月15日 発行：郡山市》(要回覧 **お知らせ**)

## 1 令和3年度地域集会所補助金の補助率について

地域集会所補助金（整備費、敷借地料、借家料）について、令和3年度から補助率2分の1を適用する予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により自粛、縮小を余儀なくされている地域活動を支援するため、これまでの補助率を当面継続し3分の2としますので、お知らせします。

なお、3月11日付けで、集会所敷借地料及び借家料の補助を受けている町内会等に、令和2年度実績報告及び令和3年度交付申請に係る文書を郵送しましたので、手続きをお願いします。

【問合せ先】 市民・NPO 活動推進課 ☎ 924-3471

## 2 新型コロナウイルスワクチンの接種について

新型コロナウイルスワクチンの接種は、4月中旬から、65歳以上の高齢者の方から開始する予定です。

### ◆ 接種開始時期

ワクチンが4月5日～10日に市に供給された場合：4月12日（月）から

ワクチンが4月12日～17日に市に供給された場合：4月19日（月）から

### ◆ 接種方法：次のいずれかの方法を選択できます。

#### ① 接種会場での集団接種

会場：八山田会場（総合南東北病院併設施設）

向河原会場（星総合病院併設施設）

亀田会場（休日・夜間急病センター）

#### ② 協力医療機関での個別接種

会場：市内の医療機関（3月11日現在 143 機関）

### ◆ 接種券の送付及び接種の予約

65歳以上の高齢者の方には3月下旬頃、それ以外の方には5月以降に接種券を送付する予定です。接種を希望する方は、事前に接種場所や日時の予約を行う必要があります。

なお、詳細については接種券に同封される案内通知をご確認ください。

### 【問合せ先】

#### ○ 接種場所や接種スケジュール、接種券に関することなど

郡山市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター ☎ 0120-994-883

・受付時間 8:30～17:15（平日のみ。土・日、祝日は受付していません。）

#### ○ 新型コロナウイルスワクチン全般についての相談

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター ☎ 0120-761-770

## 住宅の応急修理について

### ◆ 応急修理制度について

福島県沖地震により住宅が中規模半壊、半壊若しくは準半壊の被害を受け、ご自身の資金では応急修理をすることができない世帯又は大規模半壊の認定を受けた世帯に対し、被災した住宅の屋根や台所・トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分の応急的な修理について、市が業者に依頼する制度です。

※原則、修理の着手前に申込みが必要になります。既に修理が終了している場合は対象となりません。

### ◆ 活用できる方

次の全ての要件を満たす世帯

- (1) 当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊の住家被害を受けたこと。  
全壊は応急修理によって居住が可能となる場合は対象。
- (2) 応急修理によって避難所等への避難を要しなくなり、引き続き居住すること。
- (3) 中規模半壊、半壊及び準半壊の住家被害を受けた世帯は、ご自身の資金では応急修理できない旨の申出書を提出すること。

※詳細な情報については市ウェブサイトをご覧ください。

【問合せ先】 住宅政策課 ☎924-2631

## 災害に関する家屋等の点検・修理をする際にはご注意ください

「市の委託で無料で点検している」「火災保険で無料で修理できる」といった業者からの電話や訪問による勧誘を受けたという相談が多数確認されています。

- ◆ 市職員を名乗るまぎらわしい勧誘にはご注意ください。  
(郡山市では3月1日から災証明書の申請者を対象に被災建物の調査を行っています。)
- ◆ 修理に対し保険がおりずトラブルになる場合もあります。保険に関することは、ご自身が加入している保険会社へ確認しましょう。
- ◆ 訪問販売・電話勧誘による取引は契約書面を受け取った日から8日間以内であればクーリングオフにより契約取消ができます。

【問合せ先】 郡山市消費生活センター ☎921-0333



【編集／発行】 郡山市 市民・NPO 活動推進課  
TEL924-3471

※ふれあいネットワーク情報は、本市ウェブサイト及び郡山市自治会連合会ウェブサイトへも掲載しています。